（勘定区分）

第二条　法第二十六条に規定する医療機関等情報化補助業務に係る経理についての特別の会計（以下「医療機関等情報化補助関係特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の添付書類）

第五条　支払基金は、法第二十七条前段の規定により、医療機関等情報化補助業務に関し、予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　支払基金は、法第二十七条後段の規定により、医療機関等情報化補助業務に関し、予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業計画及び資金計画）

第九条　法第二十七条に規定する医療機関等情報化補助業務に関する事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第二十四条第一号の規定による地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用の補助に関する事項

二　（略）

２　法第二十七条に規定する医療機関等情報化補助業務に関する資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一～三　（略）

３　支払基金は、法第二十七条後段の規定により、医療機関等情報化補助業務に関する事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（事業報告書）

第十一条　法第二十八条第二項の医療機関等情報化補助業務に関する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

（決算報告書）

第十二条　法第二十八条第二項の医療機関等情報化補助業務に関する決算報告書は、収入支出決算書とする。

２　（略）

（附属明細書）

第十四条　法第二十八条第三項の医療機関等情報化補助業務に関する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

（勘定区分）

第二条　法第二十五条の特別の会計（以下「医療機関等情報化補助関係特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の添付書類）

第五条　支払基金は、法第二十六条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　支払基金は、法第二十六条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業計画及び資金計画）

第九条　法第二十六条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第二十三条第一号の規定による地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用の補助に関する事項

二　（略）

２　法第二十六条の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一～三　（略）

３　支払基金は、法第二十六条後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（事業報告書）

第十一条　法第二十七条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

（決算報告書）

第十二条　法第二十七条第二項の決算報告書は、収入支出決算書とする。

２　（略）

（附属明細書）

第十四条　法第二十七条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）